

地域主権関連3法案の
今臨時国会における早期成立を求める

地方が長年にわたって要請してきた国と地方の協議の場を法制化し、政策・制度の立案や見直しに当たり、地域の実情を踏まえた地方からの提案等を法律上保障する「国と地方の協議の場に関する法律案」、義務付け・枠付けの見直し等を内容とする「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」及び地方議会の議決事件の範囲の拡大等を定める「地方自治法の一部を改正する法律案」のいわゆる地域主権関連3法案は、現在、今臨時国会において継続審議となっている。

これら3法案は、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組む真の分権型社会の実現のため必要不可欠なものであり、今臨時国会において一刻も早く成立させるよう、強く求めるものである。

平成22年11月2日

全国知事会

地方分権推進特別委員会委員長

山田啓二